

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月30日
【届出者の氏名又は名称】	SBI地銀ホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0100
【事務連絡者氏名】	代表取締役 森田 俊平
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	SBI地銀ホールディングス株式会社 (東京都港区六本木一丁目6番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、SBI地銀ホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社新生銀行をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年9月10日付で提出した公開買付届出書（2021年9月27日付及び同月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）及びその添付書類である2021年9月10日付公開買付開始公告につきまして、（ ）対象者から2021年9月17日付で受領した「公開買付期間終了日の延長の要請」と題する書面及び対象者が2021年9月27日付で公表した「当行からの公開買付期間の延長要請に対するSBI地銀ホールディングス株式会社からの回答状況に関するお知らせ」において示された対象者の対応を踏まえて検討した結果、SBIHDらにおいて、2021年9月29日付で、公開買付期間を2021年12月8日まで延長することを含む買付条件等（公開買付期間及び決済の開始日）の変更を決定したこと、（ ）上記（ ）の買付条件等（公開買付期間及び決済の開始日）の変更に向けた準備として、本公開買付けによる株式取得に関する英国金融行為規制機構の承認の有効期間について、延長の要請を行い、同機構から2021年9月28日付で2021年12月27日までの有効期間の延長を認める旨の通知を受領したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたこと、（ ）同機構からの本公開買付けによる株式取得に関する承認の有効期間に関する記載について誤記があったことから、これらを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事由】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

2000年金融サービス・市場法

(3) 許可等の日付及び番号

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

なお、本公開買付けにおける買付け等の期間については30営業日と、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を比較的長期に設定しており、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が既に確保されていることに加え、対象者の株主の皆様のご判断に必要な情報は、本書における開示内容に加え、法第27条の10第11項及び令第13条の2第2項に従い、対象者から提出された意見表明報告書に添付された公開買付者に対する質問事項について、公開買付者が2021年9月28日付で提出した法第27条の10第11項及び令第25条第3項に規定される対質問回答報告書（以下「9月28日付対質問回答報告書」といいます。）の記載内容によって、十分にご提供できるものと考えております。したがって、適法かつ十分な公開買付期間を確保しているにもかかわらず、対象者が同期間の延長を求めていることは単なる時間稼ぎとしか考えられず、時間軸の観点からも対象者の株主の皆様の利益を著しく損なうものであると考えております。

(中略)

9月24日付SBIHDら回答書において、前記のとおり、SBIHDらは、今回のSBIHDらによる本公開買付けによるご提案は、対象者の株主の皆様、従業員の皆様、預金者及び取引先の皆様等、幅広いステークホルダーの皆様のご利益に資するものと確信していること、対象者株主の皆様が本公開買付けに対してご理解をいただけるか否かについては、本来本公開買付けに対する応募判断によってなされるべきであり、本書や9月28日付対質問回答報告書における情報提供を通じて対象者株主の皆様が本公開買付けに対する応募の是非を判断するために必要十分な情報を提供することに加え、公開買付期間も法令に定められた最短期間である20営業日よりも長期である30営業日に設定しており、対象者株主の皆様の十分な検討期間を確保していること、本公開買付けに対して対象者が対象者買収防衛策を導入すること自体が不当であり、対象者買収防衛策は対象者経営陣が自己保身のために導入したものである疑いが強いものと考えており、対象者買収防衛策の適法性については引き続き検証していることを対象者に伝えております。また、対象者による公開買付期間の延長要請に対して、SBIHDらは、対象者買収防衛策が対象者経営陣の自己保身のために不当に利用され、かえって対象者の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益が毀損される事態にならないよう強く求める所存であり、対象者がSBIHDらによる公開買付期間の延長を行うための期限として要請してきた2021年9月30日の2営業日前である2021年9月28日までに、対象者において、対象者株主の皆様がSBIHDらによる本公開買付けに応募するかを判断する上で重要性の低い追加質問等は行わず、いたずらに検討期間を延ばさないこと、対象者取締役会が対抗措置の発動について株主意思確認総会で賛否を問う場合には、本公開買付けが「企業価値および会社の利益ひいては株主の共同の利益を著しく毀損する」と判断される具体的な根拠を説明すること、株主意思確認総会を開催するとしても、実務上可能な限り最短のタイミングで開催すること、株主意思確認総会を開催するとしても、公正な形で開催すること、という対象者の全ての株主の保護と株主利益に資する4つの項目の遵守を対象者のプレスリリースにて公表した場合においては、公開買付期間を2021年11月24日まで（50営業日まで）延長する旨を表明しつつ、当該4つの項目のうち遵守をお約束いただけない項目がある場合には、2021年9月28日までにその理由について明確かつ詳細にご説明いただきつつ、対象者のプレスリリースにて公表いただくよう要請しております。当該4つの項目の詳細を含む9月24日付SBIHDら回答書の内容及び対象者に対する質問の詳細については、SBIHDらが2021年9月24日付で公表した「株式会社新生銀行（証券コード：8303）からの「公開買付期間終了日の延長の要請」に対する当社の対応について」をご参照ください。なお、SBIHDらは、本公開買付けに対して対象者が対象者買収防衛策を導入すること自体が不当であり、対象者買収防衛策は対象者経営陣が自己保身のために導入したものである疑いが強いものと引き続き考えておりますが、対象者株主の判断に必要な情報が対象者から開示されず、不公正・不適切な形で株主意思確認総会が開催された場合には、歪められた株主の意思に基づき対抗措置が発動されてしまうおそれも否定できず、その場合、本公開買付けの目的が達成できず、かえって対象者株主の皆様を含む対象者の全てのステークホルダーの皆様のご利益が害されることになることや、対象者により不必要な時間稼ぎが行われた場合には、本公開買付けに応募して早期にその保有する対象者株式を売却することや本公開買付けの早期完了を通じた対象者グループとSBIHDグループとの事業上の連携等による対象者の企業価値の回復・向上の早期発現を望まれている対象者株主の利益が害されることとなることを踏まえ、このような事態を避けるべく、対象者がいずれにせよ株主意思確認総会を開催する意向であるということであれば、対象者株主の判断に必要な情報が適切に開示された上で、公正かつ適切な形で早期に開催されるべきであると考え、この点を確保するために上記4つの項目を遵守いただくことを前提に上記の範囲で公開買付期間の延長に応じることとしたものです。2021年9月28日までに対象者において合理的な理由なくSBIHDらが求める対応を行わない場合には、SBIHDらは公開買付期間の延長を行わない予定です。

なお、SBIHDらとしては、対象者が2021年9月17日付で公表した「SBI地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた、株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の導入に関するお知らせ」によると、SBIHDらが公開買付期間の延長に応じた場合には、対象者の取締役会が本公開買付けが「企業価値

および会社の利益ひいては株主の共同の利益を著しく毀損する」と判断する場合に限って対抗措置の発動について株主意思確認総会の賛否を問う形になっているものと理解しております。SBIHDらは本書において、対象者の企業価値の回復・向上に関する具体的な施策について、既に対象者の株主の皆様が十分にご理解できる形で情報提供をしておりますが、さらに対象者の質問に対して9月28日付対質問回答報告書において追加で情報提供いたしました。一方で、対象者の株主の皆様が、対象者による対象者買収防衛策の導入及びこれに基づく対抗措置の発動に賛成し本公開買付けを阻止するか否かを判断するためには、2016年3月期以降の対象者の過去業績がほとんどの事業年度において公表された計画値に対し未達となっていることや、巨額の公的資金が注入されてから20年以上経過しても返済されていないことについて、その要因をどのように分析し、かつ返済に向けてどのような対策をこれまで講じてきたのか、また今後講じようとしているのか、さらに対象者の経営陣が現時点で考えている企業価値向上策についての詳細情報についても同様に提供されるべきであり、これらを踏まえて対象者の現経営陣による企業価値向上策とSBIHDらが提案する施策のいずれが、対象者の全てのステークホルダーの皆様にとって望ましいものであるかを対象者の株主の皆様にご判断いただく必要があると考えております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、本公開買付けにおける買付け等の期間については当初から30営業日と、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を比較的長期に設定しており、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が既に確保されていることに加え、対象者の株主の皆様のご判断に必要な情報は、本書における開示内容に加え、法第27条の10第11項及び令第13条の2第2項に従い、対象者から提出された意見表明報告書に添付された公開買付者に対する質問事項について、公開買付者が2021年9月28日付で提出した法第27条の10第11項及び令第25条第3項に規定される対質問回答報告書（以下「9月28日付対質問回答報告書」といいます。）の記載内容によって、十分にご提供できるものと考えております。したがって、適法かつ十分な公開買付期間を確保しているにもかかわらず、対象者が同期間の延長を求めていることは単なる時間稼ぎとしか考えられず、時間軸の観点からも対象者の株主の皆様の利益を著しく損なうものであると考えております。

(中略)

9月24日付SBIHDら回答書において、前記のとおり、SBIHDらは、今回のSBIHDらによる本公開買付けによるご提案は、対象者の株主の皆様、従業員の皆様、預金者及び取引先の皆様等、幅広いステークホルダーの皆様の利益に資するものと確信していること、対象者株主の皆様が本公開買付けに対してご理解をいただけるか否かについては、本来本公開買付けに対する応募判断によってなされるべきであり、本書や9月28日付対質問回答報告書における情報提供を通じて対象者株主の皆様が本公開買付けに対する応募の是非を判断するために必要十分な情報を提供することに加え、公開買付期間も法令に定められた最短期間である20営業日よりも長期である30営業日に設定しており、対象者株主の皆様の十分な検討期間を確保していること、本公開買付けに対して対象者が対象者買収防衛策を導入すること自体が不当であり、対象者買収防衛策は対象者経営陣が自己保身のために導入したものである疑いが強いものと考えており、対象者買収防衛策の適法性については引き続き検証していることを対象者に伝えております。また、対象者による公開買付期間の延長要請に対して、SBIHDらは、対象者買収防衛策が対象者経営陣の自己保身のために不当に利用され、かえって対象者の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益が毀損される事態にならないよう強く求める所存であり、対象者がSBIHDらによる公開買付期間の延長を行うための期限として要請してきた2021年9月30日の2営業日前である2021年9月28日までに、対象者において、対象者株主の皆様がSBIHDらによる本公開買付けに応募するかを判断する上で重要性の低い追加質問等は行わず、いたずらに検討期間を延ばさないこと、対象者取締役会が対抗措置の発動について株主意思確認総会で賛否を問う場合には、本公開買付けが「企業価値および会社の利益ひいては株主の共同の利益を著しく毀損する」と判断される具体的な根拠を説明すること、株主意思確認総会を開催するとしても、実務上可能な限り最短のタイミングで開催すること、株主意思確認総会を開催するとしても、公正な形で開催すること、という対象者の全ての株主の保護と株主利益に資する4つの項目の遵守を対象者のプレスリリースにて公表した場合においては、公開買付期間を2021年11月24日まで（50営業日まで）延長する旨を表明しつつ、当該4つの項目のうち遵守をお約束いただけない項目がある場合には、2021年9月28日までにその理由について明確かつ詳細にご説明いただきつつ、対象者のプレスリリースにて公表いただくよう要請しておりました。当該4つの項目の詳細を含む9月24日付SBIHDら回答書の内容及び対象者に対する質問の詳細については、SBIHDらが2021年9月24日付で公表した「株式会社新生銀行（証券コード：8303）からの「公開買付期間終了日の延長の要請」に対する当社の対応について」をご参照ください。なお、SBIHDらは、本公開買付けに対して対象者が対象者買収防衛策を導入すること自体が不当であり、対象者買収防衛策は対象者経営陣が自己保身のために導入したものである疑いが強いものと引き続き考えておりますが、対象者株主の判断に必要な情報が対象者から開示されず、不公正・不適切な形で株主意思確認総会が開催された場合には、歪められた株主の意思に基づき対抗措置が発動されてしまうおそれも否定できず、その場合、本公開買付けの目的が達成できず、かえって対象者株主の皆様を含む対象者の全てのステークホルダーの皆様の利益が害されることになることや、対象者により不必要な時間稼ぎが行われた場合には、本公開買付けに応募して早期にその保有する対象者株式を売却することや本公開買付けの早期完了を通じた対象者グループとSBIHDグループとの事業上の連携等による対象者の企業価値の回復・向上の早期発現を望まれている対象者株主の利益が害されることとなることを踏まえ、このような事態を避けるべく、対象者がいずれにせよ株主意思確認総会を開催する意向であるということであれば、対象者株主の判断に必要な情報が適切に開示された上で、公正かつ適切な形で早期に開催されるべきであると考え、この点を確保するために上記4つの項目を遵守いただくことを前提に上記の範囲で公開買付期間の延長に応じることを提案しておりました。そして、2021年9月28日までに対象者において合理的な理由なくSBIHDらが求める対応を行わない場合には、SBIHDらは公開買付期間の延長を行わない予定でおりました。

これに対して、対象者は、2021年9月27日に公表した「当行からの公開買付期間の延長要請に対するSBI地銀ホールディングス株式会社からの回答状況に関するお知らせ」において、SBIHDらの提示した4つの項目についていずれも遵守することを拒否ないしは態度を明確にしない、という対応をとる一方、公開買付期間を60営業日とするという公開買付者に対する延長要請を引き続き維持するとしています。

かかる対象者の対応を踏まえ、SBIHDらは、対象者買収防衛策は対象者経営陣が自己保身のために導入したものである疑いがより一層強くなったものと考えており、対象者買収防衛策が対象者経営陣の自己保身のために不当に利用され、かえって対象者の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益が毀損される事態にならないよう引き続き強く求める所存ですが、対象者がSBIHDらが求める対応を行わないことにつき合理的な理由が認められないものの、

対象者が一方的に提示した期限内にSBIHDらが公開買付期間の延長に応じないことをもって、対象者によって対象者買収防衛策に基づく対抗措置の一部が暫定的に発動される可能性があることから、対象者の株主をはじめとしたステークホルダーの皆様が無用な混乱を生じさせないためにも、止むを得ず対象者からの要請に応じ、2021年9月29日付で、公開買付期間の終了日を2021年12月8日まで延長することを決定しました。

なお、SBIHDらは、9月28日付対質問回答報告書の中でも、対象者の全ての株主の利益の保護のため、対象者に対し、上記4つの項目の遵守を改めて強く要請しております。とりわけ、対象者が株主意思確認総会を行う場合において、これが不正な形で開催されると、株主の意思が歪められ、かえって対象者株主の利益が害されることとなりますので、このような事態にならないよう、株主意思確認総会を開催するとしても、株主意思確認総会は公正な形で開催することをお約束いただくことは極めて重要であり、例えば、9月17日付対象者プレスでも既に明らかにされていますが、株主意思確認総会における決議は会社法上の普通決議によることとし、決議要件の基礎からSBIHDらを外すことや、株主意思確認総会の基準日までに、対象者株主その他の者に対象者株式を取得するよう要請したり働き掛けたりすること等、対象者の株主全体の意思が株主意思確認総会において公正に反映されないこととなるような行為を行わないことを引き続き対象者に強く要請してまいります。

また、SBIHDらとしては、対象者の買収防衛策上、SBIHDらが公開買付期間の延長に応じた場合には、対象者取締役会が本公開買付けが「企業価値および会社の利益ひいては株主の共同の利益を著しく毀損する」と判断する場合に限って対抗措置の発動について株主意思確認総会の賛否を問う形になっているものと理解しております。本書に既に記載し、また、9月28日付対質問回答報告書において追加で情報提供した、本公開買付けが成就した場合における対象者の企業価値の回復・向上に向けた具体的な方策や少数株主の皆様の保護のための具体的な方策の内容等を踏まえれば、そもそも本公開買付けが「企業価値および会社の利益ひいては株主の共同の利益を著しく毀損する」ものでないことは明白と考えておりますが、万が一、対象者取締役会が本公開買付けが「企業価値および会社の利益ひいては株主の共同の利益を著しく毀損する」ため本公開買付けに対して対抗措置を発動すべきであると判断し、株主意思確認総会の開催を決議される場合は、そのように判断する具体的な根拠を明確かつ詳細にご提示いただくよう、併せて引き続き要請してまいります。

さらに、SBIHDらは、9月17日付対象者書面に対し、9月24日付SBIHDら回答書内において、SBIHDらのみならず対象者の全ての株主の保護と株主利益に資する3つの質問項目（以下「9月24日付SBIHDら質問項目」といいます。）を対象者に対して提示しておりますが、これに対し対象者は2021年9月27日付の「当行からの公開買付期間の延長要請に対するSBI地銀ホールディングス株式会社からの回答状況に関するお知らせ」において、「公開買付者は一方的に短期間の回答期限を設定していますが、株主の皆様によるご検討・ご判断に資するという観点からは、公開買付けにおける手続き外で回答を行うのではなく、公開買付けにおける法定の手に従い公開買付者から当行の質問に対する回答を受領した後、その内容とも合わせ、当行取締役会が本公開買付けを検討・評価し最終的な意見を取りまとめるにあたって、貴重なご指摘として参考にさせていただきます」として迅速に回答する姿勢を見せておりません。かかる姿勢は、十分な時間と情報を確保するために公開買付期間を延長することを要請してきた対象者の考えと矛盾するものと考えております。また、当該質問の対象は、対象者経営陣としてこれまでに十分議論・検討していることが当然の事項であり、そのため回答に時間を要するものではないと思われるところ、回答期限はSBIHDらに対応した法定の回答期限である5営業日と同じ期間であり、さらに質問数が3問に留まることも考慮すると、回答期限までに回答されない合理的な理由はないように思われます。加えて対象者が9月24日付SBIHDら質問項目に対する回答を適時に且つ適切な形で公表されることは、対象者の株主の皆様が、対象者の現経営陣による企業価値向上策とSBIHDらが提案する施策のいずれが対象者の全てのステークホルダーの皆様にとって望ましいものであるかについて適切にご判断を下していただくという観点で、対象者の株主を含むすべてのステークホルダーの皆様のご利益に適うものと確信しており、こちらにつきましては、2021年9月24日付SBIHDら回答書でお願いしたとおり、2021年10月1日正午を目途にご回答いただくよう、引き続き対象者に強く要請してまいります。

また、9月17日付対象者プレスにおいて示された、対象者が対象者買収防衛策に係る対抗措置を発動する場合に割り当てられる甲種新株予約権及び乙種新株予約権1個あたりの目的となる株式の数について、対象者が2021年9月24日に提出した訂正発行登録書に係る添付書類の「自己株券買付状況」に記載された対象者の同月22日時点の対象者の発行済株式総数（259,034,689株）及び対象者が所有する同日時点の自己株式数（50,393,559株）を前提とすると、対象者の株主（自己株式を除く）の皆様が保有する対象者株式（208,641,130株）に対して1株当たり対象者株式1株が交付されると対象者の発行済株式総数が対象者の発行可能株式総数（4億株）を超えてしまうため、株主総会における特別決議による発行可能株式総数を変更する旨の定款変更を経ることなく新株予約権1個につき目的となる株式1株の割当は不可能であるとSBIHDらは考えております。対象者が対象者買収防衛策に基づく対抗措置を発動する場合に割当を予定している甲種新株予約権及び乙種新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、対抗措置の発動に伴いSBIHDらに発生する影響の程度を把握するだけでなく、本公開買付けに応じるかを判断する上で対象者の株主の皆様にとって重要な情報となることから、9月28日付対質問回答報告書において、新たに対象者に対し、当該甲種新株予約権及び乙種新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を、明確かつ早急にお示しいただくよう要請してまいります。

なお、SBIHDらは、本書において、既に対象者の株主の皆様が本公開買付けの応募を判断する上で十分な形で情報提供をしておりますが、対象者が2021年9月17日付で提出した意見表明報告書における大量の質問に対しても、真摯に検討の上、9月28日付対質問回答報告書の中で合理的な範囲で最大限具体的且つ詳細に回答を行い、また、追加的な情報提供も行いました。そのため、対象者の株主の皆様を含む幅広いステークホルダーの皆様には、対象者の企業価値の回復・向上に関するSBIHDらの具体的な施策について十分ご理解いただけるだけの情報提供を尽くしたものと考えております。他方で、対象者の株主の皆様は、対象者の現経営陣による企業価値向上策とSBIHDらが提案する施策のいずれが対象者の全てのステークホルダーの皆様にとって望ましいものであるかについて適切にご判断を下していただく上では、9月24日付SBIHDら質問項目に対する対象者の回答を通じて対象者の現経営陣に自らの企業価値向上策をお示しいただくことが必須であり、これが果たされれば、対象者の株主の皆様がSBIHDらの本公開買付けの提案を支持するかどうか判断するための素地は整うと考えております。また、上記のとおり、SBIHDらは、公開買付け期間の終了日を2021年12月8日まで延長することを既に決定しておりますので、対象者の株主の皆様は熟慮期間の確保という点も、対象者の希望どおりに実現することが確定しております。さらに、SBIHDらは、本書において示していた本公開買付け成立後の少数株主の皆様への保護の方策に加えて、9月28日付対質問回答報告書の中で、新たに本公開買付けの成立後のガバナンス体制として独立社外取締役が取締役総数の過半数となる体制を確保しつつ、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となった場合には、SBIHDグループと対象者との取引に関しては、対象者においてSBIHDグループから独立した委員からなる特別委員会を設け、同委員会において事前の審査及び事後のモニタリングを行うことで利益相反管理体制に遺漏無きを期すという立場を明らかにしており、かかる徹底した利益相反管理体制を通じて、本公開買付け後においても、対象者の少数株主の皆様への利益は適切に保護されることが明らかであると考えております。このような状況を踏まえ、SBIHDらは、対象者買収防衛策は既にその目的を失っていると考えておりますが、それでもなお対象者が対象者買収防衛策を維持し、対抗措置を発動する可能性を示唆する場合には、対象者買収防衛策が対象者経営陣の自己保身のために導入されたものであるとの疑いがより一層明らかとなり、対象者買収防衛策の適法性には強い疑問を抱かざるを得ないと考えております。

SBIHDらとしては、上記で一部記載しておりますとおり、対象者が2021年9月17日付で公表した「SBI地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた、株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の導入に関するお知らせ」によると、SBIHDらが公開買付け期間の延長に応じた場合には、対象者の取締役会が本公開買付けが「企業価値および会社の利益ひいては株主の共同の利益を著しく毀損する」と判断する場合に限って対抗措置の発動について株主意思確認総会の賛否を問う形になっているものと理解しております。SBIHDらは本書において、対象者の企業価値の回復・向上に関する具体的な施策について、既に対象者の株主の皆様が十分にご理解できる形で情報提供をしておりますが、さらに対象者の質問に対して9月28日付対質問回答報告書において追加で情報提供いたしました。一方で、対象者の株主の皆様は、対象者による対象者買収防衛策の導入及びこれに基づく対抗措置の発動に賛成し本公開買付けを阻止するか否かを判断するためには、2016年3月期以降の対象者の過去業績がほとんどの事業年度において公表された計画値に対し未達となっていることや、巨額の公的資金が注入されてから20年以上経過しても返済されていないことについて、その要因をどのように分析し、かつ返済に向けてどのような対策をこれまで講じてきたのか、また今後講じようとしているのか、さらに対象者の経営陣が現時点で考えている企業価値向上策についての詳細情報についても同様に提供されるべきであり、これらを踏まえて対象者の現経営陣による企業価値向上策とSBIHDらが提案する施策のいずれが、対象者の全てのステークホルダーの皆様にとって望ましいものであるかを対象者の株主の皆様にご判断いただく必要があると引き続き考えております。

(後略)

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2021年9月10日(金曜日)から2021年10月25日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	2021年9月10日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2021年9月10日(金曜日)から2021年12月8日(水曜日)まで(60営業日)
公告日	2021年9月10日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

2000年金融サービス・市場法

(訂正前)

(前略)

SBIHDらは、英国FCAに対して本株式取得に関する承認に係る申請(以下「本英国FCA申請」といいます。)を行い、2021年8月27日付で本英国FCA申請に関する英国FCAの承認を取得しております。

なお、本英国FCA申請についての承認の有効期間は上記取得日から3ヵ月間(SBIHDらが英国FCAに要請することにより延長される可能性もございます。)とされているところ、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに当該有効期間が満了する可能性が高まった場合には、SBIHDらは、英国FCAに対して有効期間の延長の要請を行います。当該要請にもかかわらず、有効期間の満了により当該承認が失効した場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

(前略)

SBIHDらは、英国FCAに対して本株式取得に関する承認に係る申請(以下「本英国FCA申請」といいます。)を行い、2021年8月27日付で本英国FCA申請に関する英国FCAの承認を取得しております。

なお、本英国FCA申請についての承認の有効期間は上記取得日から3ヵ月間とされていたところ、SBIHDらは、一般の公開買付期間の延長に向けた準備として、英国FCAに対して当該有効期間の延長の要請を行い、英国FCAから、当該有効期間を2021年12月27日まで延長する旨の2021年9月28日付の通知を受領いたしました。

今後も、本公開買付けに係る決済開始日までに当該承認の有効期間が満了する可能性が高まった場合には、SBIHDらは、英国FCAに対して有効期間の延長の要請を行います。当該要請にもかかわらず、有効期間の満了により当該承認が失効した場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付	許可等の番号
日本	金融庁長官	2021年9月9日	金監督第2065号
		2021年9月9日	金監督第2065号
英国	英国FCA	2021年8月27日	207509222
ニュージーランド	本NZ海外投資局	2021年9月2日	202100478

(後略)

(訂正後)

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付	許可等の番号
日本	金融庁長官	2021年9月9日	金監督第2065号
		2021年9月9日	金監督第2065号
英国	英国FCA	2021年8月27日	207509222
		2021年9月28日	207509222
ニュージーランド	本NZ海外投資局	2021年9月2日	202100478

(後略)

10【決済の方法】**(2)【決済の開始日】**

(訂正前)

2021年11月1日(月曜日)

(訂正後)

2021年12月15日(水曜日)

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

(前略)

また、本英国FCA申請についての承認の有効期間は当該承認の取得日である2021年8月27日から3ヵ月間（SBIHDらが英国FCAに要請することにより延長される可能性もございます。）とされているところ、公開買付期間（延長した場合は含みます。）満了の日の前日までに当該有効期間が満了する可能性が高まった場合には、SBIHDらは、英国FCAに対して有効期間の延長の要請を行います。当該要請にもかかわらず、有効期間の満了により当該承認が失効した場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、本英国FCA申請についての承認の有効期間は当該承認の取得日である2021年8月27日から3ヵ月間とされていたところ、SBIHDらは、今般の公開買付期間の延長に向けた準備として、英国FCAに対して当該有効期間の延長の要請を行い、英国FCAから、当該有効期間を2021年12月27日まで延長する旨の2021年9月28日付の通知を受領いたしました。

今後も、本公開買付けに係る決済開始日までに当該承認の有効期間が満了する可能性が高まった場合には、SBIHDらは、英国FCAに対して有効期間の延長の要請を行います。当該要請にもかかわらず、有効期間の満了により当該承認が失効した場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(後略)

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2021年9月30日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2021年9月10日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

また、当該買付条件等（公開買付期間及び決済の開始日）の変更に伴い、SBIHDらは、2021年8月27日付で取得した本英国FCA申請に関する英国FCAの承認について、英国FCAから、当該承認の有効期間を2021年12月27日まで延長する旨の2021年9月28日付通知書を受領しましたので、同書を府令第13条第1項第9号の規定による添付書類として本書に添付いたします。